

第3 大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜

能勢分校選抜に志願することができる者は、「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1に該当する者とする。

I 選抜の種類等

- 1 「本人及び保護者の住所が能勢町又は豊能町にある者が志願できる選抜（以下「能勢・豊能地域選抜」という。）」と「本人及び保護者の住所が府内にある者が志願できる選抜（以下「府内全域選抜」という。）」の2種類の選抜方法を設ける。
- 2 本人及び保護者の住所が能勢町又は豊能町にある者についての選抜方法は、「能勢・豊能地域選抜」又は「府内全域選抜」のうちいずれか一方とし、志願者は出願時に選抜方法を申告するものとする。

II 能勢・豊能地域選抜

1 出 願

- (1) 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

2月14日	月	午前9時～午後4時
2月15日	火	午前9時～午後2時

- (2) 志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

なお、出願場所は、大阪府立豊中高等学校能勢分校とする。

ア 入学志願書（様式101）〔様式集2～3ページ〕

イ 自己申告書（様式111）〔様式集7～8ページ〕

自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。

ウ 入学検定料

府立学校用の納付書（府立全日制用）により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料2,200円をあらかじめ納入し、領収印が押印された入学検定料納付証明書（入学志願書貼付用）を入学志願書の裏面の「1 府立高等学校に出願する場合」の貼付欄にはりつけて提出する。

エ （英語資格（外部検定）を活用する志願者のみ）

スコア等を証明する証明書の写し（中学校長が原本と相違ないことを証明したもの）

オ （過年度卒業者のみ）

本人及び保護者（両親のある場合は両親とも）の住民票の写し又はこれに代わる証明書

カ （「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(2)に該当する者）

入学志願特別事情申告書（様式121）〔様式集11ページ〕

キ （「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(3)に該当する者）

教育委員会の承認書及びその関係書類

2 学力検査等

選抜のための学力検査等として、学力検査及び面接を行う。

- (1) 学力検査は、2月17日（木）午前8時50分から行い、面接は、2月18日（金）午前8時50分から行う。
- (2) 学力検査等は、志願者全員について高等学校長が、大阪府立豊中高等学校能勢分校において行う。
- (3) 学力検査の問題は、国語、社会、数学、理科及び英語について、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主なねらいとして、府教育委員会が作成する。

なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。

また、国語、数学及び英語の学力検査については、「標準的問題」（「特別入学者選抜等における問題の種類及び特徴」〔74ページ〕参照）で実施する。

- (4) 面接は、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録に基づいて、個人面接で行う。
 (5) 学力検査等の実施時間割及び配点は、次のとおりとする。

ア 2月17日(木)

時 限	第1時	第2時	第3時		第4時	第5時
検査教科	国 語	数 学	英 語		理 科	社 会
時 間	40分	40分	40分	リスニングテスト 15分	40分	40分
時 刻	9:00 } 9:40	10:00 } 10:40	11:00 } 11:40	11:50 } 12:05	13:00 } 13:40	14:00 } 14:40
配 点	45点	45点	45点		45点	45点

イ 2月18日(金)

	面 接
時 間	————
時 刻	9:00から 個人別実施
配 点	18点

3 入学者の選抜

高等学校長は、次の要領により入学者の選抜を行う。

- (1) 選抜の資料は、調査書、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書とする。
 (2) 選抜に当たっては、学力検査の成績に、調査書中の必修の全教科の評定、面接の評価を点数化したもの、自己申告書の評価を点数化したもの及び調査書中の活動/行動の記録の評価を点数化したものを加えた総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう、合格者を決定する。

なお、総合点の算出に当たっては、次のように行う。

ア 学力検査の各教科の成績を合計する。(225点満点)

イ 調査書中の各教科の評定を合計する。その際、第3学年の評定を3倍する。(225点満点)

ウ 面接の評価(18点満点)、自己申告書の評価(9点満点)及び調査書中の活動/行動の記録の評価(9点満点)を合計した点数を36で除したものを300倍する。(300点満点)

エ ア、イ及びウで算出した点数を合計する。(750点満点)

- (3) 「Ⅲ 府内全域選抜」の「3」(1)及び(2)において合格者数が当該選抜方法による募集人員を下回る場合については、本選抜方法により合格となっていない受験者の中から、当該選抜方法による募集人員を満たすよう合格者を決定する。

Ⅲ 府内全域選抜

1 出 願

出願については「Ⅱ」の「1」による。

2 学力検査等

学力検査等については「Ⅱ」の「2」による。

3 入学者の選抜

高等学校長は、次の要領により入学者の選抜を行う。

- (1) 選抜の資料は、調査書、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書とする。
 (2) 選抜に当たっては、学力検査の成績に、調査書中の必修の全教科の評定、面接の評価を点数化したもの、自己申告書の評価を点数化したもの及び調査書中の活動/行動の記録の評価を点数化したものを加えた総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう、合格者を決定する。

なお、総合点の算出に当たっては、次のように行う。

ア 学力検査の各教科の成績を合計した点数を3で除したものを7倍する。(525点満点)

- イ 調査書中の各教科の評定を合計する。その際、第3学年の評定を3倍する。(225点満点)
 - ウ 面接の評価(18点満点)、自己申告書の評価(9点満点)及び調査書中の活動/行動の記録の評価(9点満点)を合計した点数を36で除したものを300倍する。(300点満点)
 - エ ア、イ及びウで算出した点数を合計する。(1,050点満点)
- (3) 「Ⅱ 能勢・豊能地域選抜」の「3」(1)及び(2)において合格者数が当該選抜方法による募集人員を下回る場合については、本選抜方法により合格となっていない受験者の中から、当該選抜方法による募集人員を満たすよう合格者を決定する。

IV 選抜実施計画等

- 1 高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、次の要領により入学者の選抜を行う。
- 2 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。
- 3 合格者の決定に当たって、「Ⅱ」の「3」及び「Ⅲ」の「3」に従うことが実際にはなほだしく困難な場合は、高等学校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。
- 4 高等学校長は、1月31日(月)までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

V 合格者の発表

合格者の発表は、2月28日(月)午後2時に大阪府立豊中高等学校能勢分校において行う。